

この「広報ひこね」は42,200部作成し、1部当たりの単価は7円（1円未満切り捨て）です。
ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

高齢者虐待の防止

早期発見と早期対応が大切です

平均寿命が長くなった今日、高齢者介護は、誰もが避けて通ることのできない問題となりつつあります。どうすれば生涯、その人らしく、安心して暮らすことができるのか。地域のみならず考え、高齢者の尊厳ある暮らしを支えていきましょう。

どんなことが 高齢者虐待になるのか

「虐待」と聞くと、つい暴力をイメージしがちですが、暴力だけでなく、さまざまな種類の高齢者虐待があります。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待として、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5つが定められています。

高齢者虐待は、決して特別な人や、特別な環境によつてのみ発生するものではありません。左の表に、虐待の兆候やサインを示しました。小さなサインかもしれませんが、これらのサインに、周りの人の気づきが大切です。高齢者虐待について、理解を深め、虐待の予防、早期発見につなげましょう。

虐待の兆候やサイン

高齢者の様子が・・・

- ・説明のつかない傷、あざが頻繁に見られる
- ・寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる
- ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの状態が見られる
- ・年金や財産があり、お金に困っているはずがないのに、お金が無いと訴える
- ・近所付き合いをしたがらない、訪問しても嫌がる

養護者の様子が・・・

- ・医師や介護サービスの担当者に会いたがらない
- ・高齢者に対する冷たい態度や無関心さが見られる
- ・介護方法や接し方について、他人の助言を聞き入れない
- ・介護に疲れが感じられ、追い詰められている様子がある

こんなことも・・・

- ・怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音がある
- ・居住する家が極端に非衛生的である
- ・電気・ガスなどが止められている
- ・郵便受けが新聞や郵便物で、いっぱいになっている



問い合わせ先 困地域包括支援センター（困介護福祉課内）
☎23-9632番、FAX 26-7688番

見つけたらすぐに通報しましょう！

高齢者虐待防止法では、虐待に気付いた人は、市町村に通報義務があることが定められています。より早く発見し、支援することが大切です。

そして、早期発見と解決のためには、地域の協力・連携・見守りが不可欠です。虐待に気付いたときは、困地域包括支援センターまでお知らせください。

まずは認知症の理解から

虐待を受けている高齢者の約6割には、認知症の症状が見られます。「認知症になった現実を家族が受け入れられない」「対応方法が分からない」といった事情から、虐待に発展してしまうことがあります。養護者や地域の人も、認知症について正しく理解することが大切です。

養護者への理解と支援を

あなたの周りに一人で介護を抱え悩んでいる人はいませんか？

主治医や専門家のアドバイスを受けることで対応方法に気がつき、介護の状況を変えられることもあります。また、家族の会などに参加することで悩みを話し合うこともできます。

虐待している養護者であっても、加害者と決めつけず、支援の対象者としてとらえることが必要です。

孤立させないまちづくり

高齢者・養護者が地域で孤立していることが、虐待を引き起こし、発見を遅らせる大きな原因です。あなたのちょっとした気遣いが虐待を未然に防ぐことに繋がります。

みんなが助け合い、誰もが安心して暮らせるまちを目指しましょう。



今月の納税 固定資産税（第3期） 11月30日(金)までに納めましょう



「広報ひこね」は、環境に配慮し古紙配合率70%の再生紙を使用しています。また、揮発性有機化合物の発生を抑えた大豆油インキを使用し、印刷は有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。廃棄する場合には古紙回収に出してください。